

## 小規模宅地等の特例の改正（相続）

小規模宅地等の特例とは、被相続人が自宅・店舗・事務所などとして使用していた宅地を取得する場合、宅地の価格を一定の面積までは最大80%減額して評価する制度です。対象となる宅地は大きく分けて「居住用宅地」と「事業用宅地」があり、評価額の減額率は面積や事業の内容によって異なります。平成30年税制改正では、以下の適用要件が見直されました。

### 【特定居住用宅地】

被相続人等の居住の用に供されていた宅地等を親族が相続により取得した場合、330㎡までは80%減額して評価することが出来ます。

特例の対象となる親族は以下の通りです。

- ① 被相続人の配偶者
- ② 被相続人と同居していた親族
- ③ ①及び②の親族がいない場合は別居していた親族のうち相続前3年以内に持ち家がない者（家なき子）

平成30年の税制改正で③について、以下の2要件が追加されました。

- (Ⅰ) 相続前3年以内に三親等内の親族又は一定の同族法人が所有する家屋に居住したことがないこと
- (Ⅱ) 相続開始時にその親族が居住している家屋を過去に所有したことがないこと

要件が追加されたことにより、相続人が自己の居住する家屋を三親等内の親族や同族法人に売却した場合などは、適用を受けることが出来なくなりました。

ただし、経過措置として平成30年3月31日時点で改正前の③の要件に該当する場合には、平成32年3月31日までの相続については、従前通り適用を受けることが出来ます。

### 【貸付事業用宅地】

被相続人等の不動産賃貸業の用に供されていた宅地等を、事業を承継する親族が相続により取得した場合、200㎡までは50%減額して評価することが出来ます。

平成30年税制改正では、**相続開始前3年以内に新たに貸付事業の用に供された宅地等は対象外**とされました。

平成30年4月1日以後の相続等から適用されますが、経過措置として平成30年3月31日までに貸付けた宅地等については、相続開始前3年以内の貸付けであっても、従来通り適用対象となります。

また、相続開始まで3年を超えて事業的規模で貸付けを行っていた場合も、従来通り適用対象となります。

## NISAの非課税期間終了時の手続き

NISAが導入された平成26年分の非課税口座内上場株式等は、平成30年12月末で非課税期間が終了します。非課税期間終了の前に、以下のいずれかを選択する必要があります。

### ①新たな一般NISA口座に移管（いわゆる「ロールオーバー」）

引き続き5年間は譲渡益、配当等が非課税です。NISA口座を開設している証券会社にあらかじめ「**非課税口座内上場株式等移管依頼書**」を提出する必要があります。平成30年より120万円とされていたロールオーバーの上限が撤廃されたため、5年間の非課税期間終了時に非課税投資枠で投資していたすべての資産をロールオーバーすることができます。

### ②課税口座に移管

移管後に生じた譲渡益、配当等は課税されます。NISA口座と同一の支店に特定口座がある場合は、特段の手続きをすることなく特定口座に移管されます。特定口座をお持ちの方が一般口座への移管を希望する場合は、証券会社等に所定の依頼書を提出する必要があります。

①、②いずれの場合も、取得価額は平成30年12月の最終営業日の時価となります。ロールオーバーの手続きがない場合は、NISA口座での保有商品が特定口座（特定口座を開設していない場合は一般口座）に移管されます。お取引の証券会社等の案内をご確認のうえ、各社の定める期限までに必要な手続きを行ってください。

## ドローンの資産区分 航空機にはならず

空撮などですっかり御馴染みとなった「ドローン」ですが、税法上の資産区分については今のところ、公に明らかにされたものはありません。平成27年9月の航空法改正で、一定の定義に該当する「ドローン」が無人航空機とされたことを踏まえ、税法上も、航空機に該当するものとする向きがあります。しかし、改正航空法上の無人航空機に該当するものは、税法上の航空機に該当しません。税法上の航空機は、人が乗って航空の用に供することができる飛行機等と解されているからです。

現状、「ドローン」の資産区分は、実質「機械装置」か「器具備品」の2択になるといえます。そして、どちらに区分するかは、「規模」、「構造」、「用途」によって判定するということです。例えば、建設現場などの撮影用に使用される場合は、「カメラ」に該当し、耐用年数は5年となり、農業散布用に使用される場合は、「農業用設備」に該当し、耐用年数は7年になるという具合です。「ドローン」がどのような機能を持ち、どのような用途に使用されるのかによって、耐用年数は変わってきます。

## 臨時休業のお知らせ

来たる10月5日(金) アクティブスクエア大東にて、浅田会計運動会を開催する運びとなりました。そのため、事務所は一日臨時休業させていただきます。皆様にはご迷惑をおかけ致しますが、ご理解のほど宜しくお願い致します。

